（被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

第十三条の五　法第十一条の六第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第三十七条の五、第四十一条、第四十一条の三及び第四十一条の十九の四の規定の適用については、同法第三十七条の五第五項中「第三十一条の三第二項」とあるのは「第三十一条の三第二項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十一条の六第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同条第一項」とあるのは「第三十一条の三第一項」と、「同条の」とあるのは「同条（震災特例法第十一条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の」と、同法第四十一条第九項中「該当するもの」とあるのは「該当するもの（震災特例法第十一条の六第一項の規定により読み替えて適用されるこれらの規定に規定する居住用財産、資産又は譲渡資産に該当するものを含む。）」と、「の規定の」とあるのは「（震災特例法第十一条の六第一項の規定により第三十一条の三、第三十五条、第三十六条の二又は第三十六条の五の規定を読み替えて適用する場合を含む。）の規定の」と、同法第四十一条の十九の四第十二項中「該当するもの」とあるのは「該当するもの（震災特例法第十一条の六第一項の規定により読み替えて適用されるこれらの規定に規定する居住用財産又は資産に該当するものを含む。）」と、「の規定の」とあるのは「（震災特例法第十一条の六第一項の規定によりこれらの規定を読み替えて適用する場合を含む。）の規定の」とする。

第十四条第十六項中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改め、同条第十七項中「第十二条第七項第一号」を「第十二条第八項第一号」に改め、同条第十八項中「又は第七項」を「又は第八項」に、「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（買換資産の取得期間等の延長の特例）

第十四条の二　法第十二条の二第一項に規定する政令で定める場合は、租税特別措置法第三十一条の二第三項の譲渡に係る土地等の買取りをする同条第二項第十二号から第十四号までの造成又は同項第十五号若しくは第十六号の建設に関する事業に係る同条第三項に規定する期間の末日が平成二十三年十二月三十一日である場合（同項の規定の適用により同項に規定する政令で定める日までの期間その延長が認められる場合を除く。）であって、当該事業を行う個人又は法人が、財務省令で定めるところにより、当該事業につき東日本大震災による被害により同月三十一日までに租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項に規定する開発許可等を受けることが困難であると認められるとして当該事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地の所轄税務署長の承認を受けた場合とする。

2　法第十二条の二第一項に規定する政令で定める日は、平成二十五年十二月三十一日とする。

3　法第十二条の二第二項に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる個人の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一　法第十二条の二第二項の表の第一号、第二号、第四号又は第五号の上欄に掲げる個人　これらの号の中欄に掲げる期間の末日の翌日から起算して二年以内の日でこれらの号の下欄に掲げる代替資産又は買換資産の取得をすることができるものとして同項の税務署長が認定した日

二　法第十二条の二第二項の表の第三号又は第六号の上欄に掲げる個人　平成二十五年十二月三十一日

4　法第十二条の二第二項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第三十六条の二第二項の規定により読み替えられた同条第一項の規定の適用については、同項中「から当該譲渡の日の属する年の翌々年十二月三十一日までの間」とあるのは、「の属する年の翌年十二月三十一日まで」とする。

第十五条の見出し中「適用期間」を「適用期間等」に改め、同条に次の四項を加える。

3　法第十三条第三項又は第四項の居住者が、これらの規定の適用を受けようとする場合における同条第五項第一号に規定する新規住宅借入金等（次項において「新規住宅借入金等」という。）の金額に係る租税特別措置法第四十一条第十七項及び第十八項の規定の適用については、同条第十七項中「、当該」とあるのは「当該」と、「場合」とあるのは「場合であつて、財務省令で定めるところにより東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項に規定する従前家屋又は同条第二項に規定する従前増改築等家屋が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつたことを証する書類として財務省令で定める書類の添付がある場合」と、同条第十八項中「並びに同項」とあるのは「、同項」と、「その他の書類」とあるのは「その他の書類並びに同項の財務省令で定める書類」とする。

4　新規住宅借入金等の金額につき法第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受ける居住者に係る租税特別措置法施行令第二十六条の三第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「年月日」とあるのは「年月日並びにその者が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項の居住者であること」と、同条第四項中「同条第十七項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十五条第三項の規定により読み替えられた法第四十一条第十七項」と、「の添付」とあるのは「及び同令第十五条第三項の規定により読み替えられた法第四十一条第十七項の財務省令で定める書類の添付」とする。

5　法第十三条第三項又は第四項の居住者が、これらの規定の適用を受けようとする場合における同条第五項第二号に規定する新規増改築等借入金等（次項において「新規増改築等借入金等」という。）の金額に係る租税特別措置法施行令第二十六条の四第二十四項の規定の適用については、同項中「定めるところにより」とあるのは「定めるところにより」と、「書類の」とあるのは「書類及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項に規定する従前家屋又は同条第二項に規定する従前増改築等家屋が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつたことを証する書類として財務省令で定める書類の」とする。

6　新規増改築等借入金等の金額につき法第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受ける居住者に係る租税特別措置法施行令第二十六条の四第二十五項の規定の適用については、同項中「であること」とする」とあるのは、「であり、かつ、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項の居住者であること」と、同条第四項中「同条第十七項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十五条第五項の規定により読み替えて適用される次条第二十四項の規定により読み替えられた法第四十一条第十七項」と、「の添付」とあるのは「及び同令第十五条第五項の規定により読み替えられた法第四十一条第十七項の財務省令で定める書類の添付」とする。

第二章中第十五条の次に次の一条を加える。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例）

第十五条の二　法第十三条の二第五項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同条第一項に規定する再建特例適用年（以下この項及び次項において「再建特例適用年」という。）の十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年又は同条第一項に規定する住宅の再取得等（第一号及び次項において「住宅の再取得等」という。）若しくは同条第五項に規定する他の住宅取得等（第二号及び次項において「他の住宅取得等」という。）をした租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋、同条第五項に規定する認定長期優良住宅若しくは同法第四十一条の三の二第一項若しくは第四項に規定する住宅の増改築等をした家屋が災害により居住の用に供することができなくなった日の属する年にあっては、これらの日。次項において同じ。）における租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等（同法第四十一条の三の二第一項又は第四項に規定する増改築等住宅借入金等を有する場合にあっては、これらの増改築等住宅借入金等を含む。次項において「住宅借入金等」という。）の金額につき、再建住宅借入金等の金額（法第十三条の二第五項に規定する再建住宅借入金等の金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）、他の住宅借入金等（法第十三条の二第五項に規定する他の住宅借入金等（法第十三条の二第五項に規定する他の増改築等住宅借入金等をいう。以下この項において同じ。）の金額又は他の増改築等住宅借入金等（法第十三条の二第五項に規定する他の増改築等住宅借入金等をいう。以下この項において同じ。）の金額に区分をし、当該区分をした当該再建住宅借入金等の金額、当該他の住宅借入金等の金額又は当該他の増改築等住宅借入金等の金額ごとに次の各号の規定によりそれぞれ計算した当該各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が控除限度額を超えるときは、当該再建特例適用年における法第十三条の二第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該控除限度額とする。